

1. 現状と課題

- スポーツの多様な価値を継続的に具現化していくためには、スポーツのインテグリティ（高潔性・健全性）が確保されていることが不可欠。特に近年、違法賭博・違法薬物、暴力、ドーピング、八百長等の事案発生を背景に、「スポーツ・インテグリティ」の確保は国際的な課題になっており、我が国においてもプロ野球の違法賭博や違法薬物又は学校の運動部活動における暴力等の問題がある。また、対処すべき事案も技術進歩や社会の変化に伴い複雑・多様化し続けており、常に最善の対処を追求する必要がある。
- また、我が国は、2019年ラグビーワールドカップ（以下「RWC2019」）や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下「2020年東京大会」）のホスト国として、スポーツ・インテグリティに関わる国際活動の主導的役割を果たすべきであり、そのことは我が国の国際社会におけるプレゼンス向上にもつながる。そのためには、選手・指導者や関係者一人一人が守るべきルールを徹底するとともに、彼らが所属するスポーツ団体において組織として適正かつ合理的に運営されていることが重要。

「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態、を意味することば。スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指す。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、差別、スポーツ団体のガバナンス欠如等がある。

- これまでの取組としては、全体的な支援としては、例えばNF（中央競技団体）の組織運営のためのガイドライン策定、JSCにおける「スポーツ・インテグリティ・ユニット」、JOCにおける「NF総合支援センター」、日本財団による「パラリンピックサポートセンター」設置等の体制整備のほか、個別課題に関しては、スポーツ界からの暴力排除のためのスポーツ指導者養成の「モデル・コア・カリキュラム」の策定や第三者相談・調査制度の構築、ドーピング防止のためのガイドラインの策定、国内外のアンチ・ドーピング体制の構築及び活動の推進などに取り組んできたところ。
- こうした取組の結果、個別の課題に関しては、多くのスポーツ団体で教育・研修プログラムの実施、倫理・コンプライアンスに関係する規程の整備、相談窓口の設置等の取組が進められてきた。
特に、アンチ・ドーピングに関しては、世界ドーピング防止機構（WADA）の規程等に基づき、国際的に統一されたルール・基準及びモニタリング体制が整備され、国内においてもWADAの規程等に遵守したドーピング防止活動（検査・教育・研修等）が実施され、国際的活動にも積極的に取り組むなどその成果は国際的に高く評価されている。（※関連データ参照）
- その一方で、我が国の課題としては、各団体での違法賭博などの不祥事や試合の不正操作などの組織的不正等に対応するノウハウや体制整備が不十分であること、インテグリティの確保に関する取組に対する全体的なモニタリングや評価の仕組みが十分ではないことなどの課題も存在しており、「スポーツ・インテグリティの保護」に向けた取組を一層充実・強化していく必要がある。

2. 施策の方向性（案）

2020 年に向けて、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰・暴力、ドーピング等を根絶することを目指し、我が国スポーツ界が、スポーツ・インテグリティ確保の面でも真のチャンピオンとなることを目指し、以下の取組を強化する。

- ① スポーツ・インテグリティ確保の観点から、国、関係団体は、それぞれが果たすべき責任や役割を踏まえ、専門家の協力も得ながら、ジュニア層からトップアスリートまで全ての競技に携わる者について教育・研修活動の推進や組織体制の強化等の取組を促進する。
- ② 国、関係団体が協働して、「スポーツ・インテグリティ」の確保に係る取組を継続的かつ包括的にモニタリング・評価する体制を整備する。取組が十分でない団体に対して、それぞれの状況に応じた指導・助言・支援を行う。
- ③ 国、関係団体は、RWC2019 や 2020 年東京大会がドーピング違反のないクリーンな大会にするべくドーピング防止に向けた体制・活動の量・質両面の強化を図る。

3. 具体的施策（案）

（1）横断的な取組

① 選手、指導者など個人に向けた取組

- 国、関係団体は、選手や関係者一人一人が主体的にスポーツ・インテグリティの意義を理解し、スポーツの価値を守り、高める役割を担う者として適切に行動できるよう、弁護士等の専門家の協力も得つつ、主体的かつ能動的な学習を促す効果的な教育・研修プログラムを推進する。プロスポーツ団体においても教育・プログラムを実施することが期待される。また、国は、反社会的勢力との関わりなど特にスポーツ団体及びスポーツ選手として注意すべき事項等について普及・啓発するためのガイドブックを作成し、スポーツ団体における活用を促進する。
- コーチ育成についても、体罰・暴力等の不適切な指導の防止をはじめとしてスポーツ・インテグリティの保護についても適切に指導できる人材育成を推進する。

② スポーツ団体に向けた取組

- 国、関係団体は、スポーツ・インテグリティ確保のためにそれぞれが果たすべき責任や役割を踏まえ、NF のあるべき組織運営を明確にし、それに基づき各団体の取組を評価する指標を策定する。
その評価指標を踏まえ、各団体における自己点検・評価を促進するとともに、諸外国における先進的な取組も参考にしつつ、国、関係団体が協働し、弁護士等の専門家の協力も得て必要な体制を整備し、各団体の取組を継続的にモニタリング・評価を行う。
- 国、関係団体は、弁護士等の専門家の協力も得つつ、モニタリング・評価の結果、取組が十分でない団体に対し、それぞれの団体の状況に応じた指導・助言・支援を行う。
- なお、仮に当該指導等を行ったにも関わらず、改善に向けた取組が十分に行われない場合には、スポーツ庁は公益法人に対する監督権限を有する内閣府と連携して、必要な指導等を行う。

- 国は、各スポーツ団体の組織運営の基盤である人材、財務等の強化を支援する。

③ 国、統括団体における取組

- 国は、上記の取組が十分でない団体に対する指導・助言・支援を行うために、専門家の協力も得つつ、インテグリティに一体的に取り組む体制の強化を図る。
- 国、関係団体は、国際的なスポーツのインテグリティの保護に関する動向把握やその意志決定に参画するとともに、国際的情報を国内関係機関に対し還元する。

(2) アンチ・ドーピングに関する取組

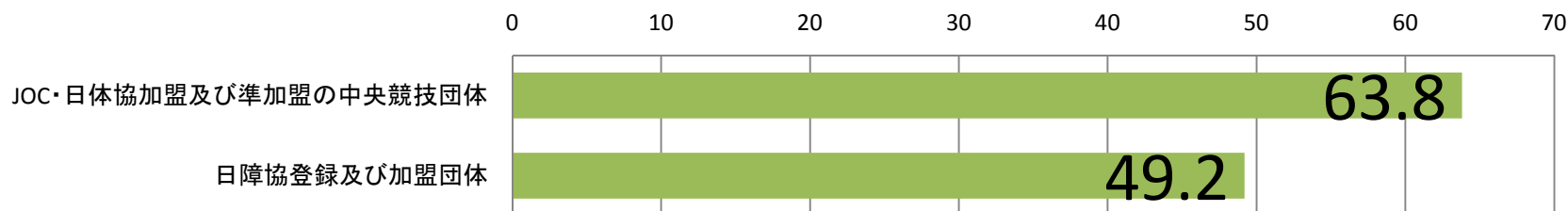
- 国及び関係団体は、2020年東京大会やRWC2019等の大規模国際競技大会に対応するため、国内アンチ・ドーピング体制の一層の強化を図る。具体的には、進化するドーピング技術とドーピング検査の技術開発との「いたちごっこ」の状況を防止する観点から、実効性のあるドーピング検査の実施に向けて、ドーピング検査員等の育成及び最新の検査手法の研究開発の推進等のドーピング防止活動の質・量両面の充実を図る。
- 国及び関係団体は、国内のアンチ・ドーピング体制の充実に向けて、体制強化を図るとともに、それぞれの関係機関間でのアンチ・ドーピングに係る情報連携の仕組みの構築を図る。
- 国及び関係団体は、国内外のドーピング防止に向けた教育啓発活動を促進するため、国内外のアスリート、サポートスタッフ及び若い世代等を中心とした幅広い層に対する教育研修活動を推進する。
- 国及び関係団体は、組織的なドーピング等に対応するため、WADAをはじめとした国際的な取組において、アジアを代表するWADAの常任理事国として引き続き積極的に関与し、アンチ・ドーピング活動を通じた国際的なスポーツ・インテグリティの保護に係る活動に貢献する。

(3) 紛争解決に関する取組

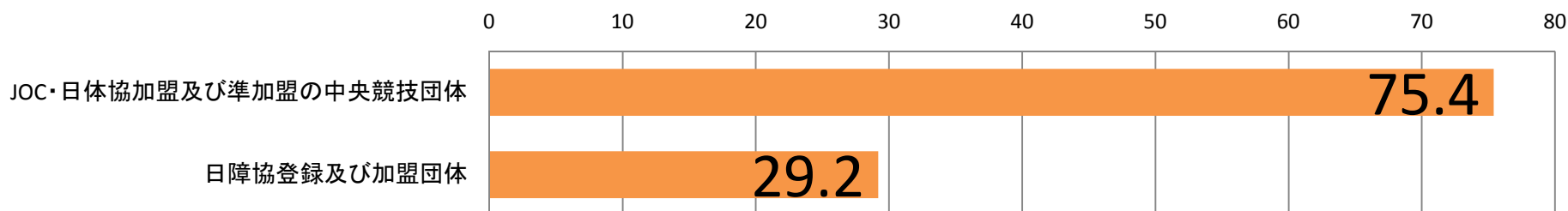
- 国は、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁システムの一層の活用を推進するため、各スポーツ団体に対するコンサルティングやセミナー等を通じてNFや統括団体による自動応託条項の採択を促進するとともに、仲裁活動の中核的人材を育成し体制充実を図る。

スポーツ界の倫理・コンプライアンスに係る調査結果(参考データ①)

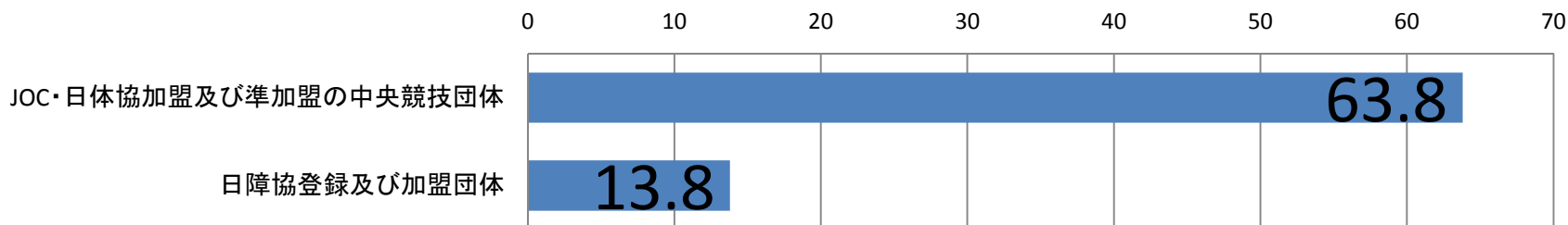
【1. 各団体における不祥事予防のための意識啓発活動等の実施】



【2. 倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況】



【3. 倫理・コンプライアンスに関する相談窓口の設置状況】



(出典)「スポーツ界の倫理・コンプライアンスに係る調査結果」JOC・日体協調べ、「倫理・コンプライアンスに係る調査結果」日障協調べを
基に、文部科学省作成

スポーツ界の倫理・コンプライアンスに係る調査結果(参考データ②)

【スポーツ仲裁の自動応諾条項の採択状況】

(平成28年10月11日現在)

	採択済 (団体数)	未採択 (団体数)	検討中 (団体数)	不明 (団体数)	採択率 (%)
JOC加盟・準加盟団体 (注2)	48	5	6	3	77.4
日体協加盟・準加盟団体 (注3)	6	4	1	6	35.3
日障協加盟・準加盟団体 (注4)	14	9	40	14	18.2

(注1) 加盟団体の数は各団体のホームページ(平成28年3月31日時点)による。

(注2) 特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く。

(注3) 重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。

(注4) 重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。

ドーピング検査件数及び陽性件数・陽性率

	尿検査			血液検査			合計
	競技会検査	競技会外検査	小計	競技会検査	競技会外検査	小計	
【平成14年度】							
検査件数	1,457	1,372	2,829	/			2,829
陽性件数・陽性率	3	0	3 0.11%	/			3 0.11%
【平成15年度】							
検査件数	1,427	842	2,269	/			2,269
陽性件数・陽性率	4	0	4 0.18%	/			4 0.18%
【平成16年度】							
検査件数	1,232	694	1,926	/			1,926
陽性件数・陽性率	2	0	2 0.10%	/			2 0.10%
【平成17年度】							
検査件数	1,368	974	2,342	/			2,342
陽性件数・陽性率	3	0	3 0.13%	/			3 0.13%
【平成18年度】							
検査件数	2,376	1,765	4,141	/			4,141
陽性件数・陽性率	5	1	6 0.14%	/			6 0.14%
【平成19年度】							
検査件数	2,909	1,564	4,473	/			4,473
陽性件数・陽性率	7	1	8 0.18%	/			8 0.18%
【平成20年度】							
検査件数	3,346	1,555	4,901	/			4,901
陽性件数・陽性率	10	0	10 0.20%	/			10 0.20%
【平成21年度】							
検査件数	3,563	1,886	5,449	/			5,449
陽性件数・陽性率	3	0	3 0.06%	/			3 0.06%
【平成22年度】							
検査件数	3,331	2,198	5,529	/			5,529
陽性件数・陽性率	5	0	5 0.09%	/			5 0.09%
【平成23年度】							
検査件数	3,301	1,380	4,681	/			4,681
陽性件数・陽性率	6	0	6 0.13%	/			6 0.13%
【平成24年度】							
検査件数	3,595	1,880	5,475	0	29	29	5,504
陽性件数・陽性率	7	1	8 0.15%	0	0	0 0.00%	8 0.15%
【平成25年度】							
検査件数	3,680	2,821	6,501	21	288	309	6,810
陽性件数・陽性率	6	1	7 0.11%	0	0	0 0.00%	7 0.10%
【平成26年度】							
検査件数	3,271	2,197	5,468	0	291	291	5,759
陽性件数・陽性率	6	1	7 0.13%	0	0	0 0.00%	7 0.12%
【平成27年度】							
検査件数	3,405	1,295	4,700	23	228	251	4,951
陽性件数・陽性率	7	1	8 0.17%	0	0	0 0.00%	7 0.13%